

健康福祉部

福祉環境委員会 【所管関係資料】

11月26日提出

目 次

◎所管事項関係

1	第三セクターの令和6年度運営状況評価及び経営の健全化等に関する行動計画(第4次)の年次見直しについて【共通資料1(別冊)】	
2	健康福祉部所管の計画等(素案)の概要について	
	・第2期秋田県再犯防止推進計画(地域・家庭福祉課)	 3
	・第1期秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画(地域・家庭福祉課)	 5
	・第4期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画(地域・家庭福祉課)	 7
	・秋田県社会的養育推進計画(地域・家庭福祉課)	 9
	・地方独立行政法人秋田県立療育機構 第4期中期計画(障害福祉課)	 11
	・秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画(保健・疾病対策課)	 13
3	秋田県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(地域・家庭福祉課)	 15
4	秋田県受動喫煙防止条例の経過措置について(健康づくり推進課)	 17
5	地方独立行政法人秋田県立病院機構の経営改善に向けた取組状況について(医務薬事課)	 19

第2期秋田県再犯防止推進計画（素案）の概要について

地域・家庭福祉課

計画の策定に当たって

●計画策定の趣旨

国は平成29年12月に「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定した。

本県においては、令和2年度に「秋田県再犯防止推進計画」を策定し、これに基づく施策を計画的に実施してきたが、再犯者率が依然として高い値となっていることから、第一期推進計画の成果と今後の課題を踏まえ、再犯防止体制を総合的かつ計画的に確保するために県が取り組む事項等を定めた「第2期秋田県再犯防止推進計画」を策定する。

●計画策定の目的

円滑な社会復帰に資する社会資源を整理・活用することで、再犯を防止するとともに、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

●計画の位置付け

再犯防止推進法第8条に基づく県計画

●計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

県を取り巻く再犯の現状と課題

◆役割の明確化と連携強化

- ・全国的に刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は高止まりの状況。
（全国平均47.0%、秋田県47.8%）
- ・出所後に福祉サービスを必要とする人が多く、司法と福祉、行政が連携し、必要なサービスへつなぐ必要がある。
- ・地域の保護司やボランティア団体、市町村が連携して、相談があったときに受け入れられる体制づくりが課題。

◆就労と住居の問題

- ・保護観察終了時点の無職者割合が全国ワースト2位。
- ・就労してもマナーや対人関係スキル、資格等がなく、職場での孤立や離職に繋がるケースがある。
- ・協力雇用主として雇用実績のある企業が少ない。
- ・刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、全国平均を大きく上回っている。
- ・更生保護施設等の一時的な帰住先を出た後の住居の確保が課題となっている。

◆住民の理解

- ・再犯防止について広く周知し、罪を犯した人を受け入れる地域づくりが必要。

第2期秋田県再犯防止推進計画（素案）の概要について

支援施策の展開

（１）国・県・民間団体による連携体制の強化

- 再犯防止推進協議会の運営
- 市町村及び福祉関係者等への広報啓発
- 市町村の再犯防止担当者等を対象とした研修や会議の実施

<新規>

- メーリングリストを活用した情報共有機会の確保
- 再犯防止や権利擁護に関する支援窓口等の一覧化及び情報提供

（２）就労と居場所の確保による支援

- 生活困窮者や障害者への就労・生活支援
- 協力雇用主への入札参加資格審査における加給
- 暴力団離脱者の支援
- 就労トライアルや技能向上研修等の実施

<新規>

- 「自立準備ホーム」の制度周知
- 「協力雇用主」の制度周知

（３）保健医療・福祉サービスの提供による支援

- 矯正施設出所者への福祉的支援（県定着支援センター）
- 薬物依存症の相談支援
- 依存離脱プログラムの実施
- 依存症問題に取り組む民間団体への補助

<新規>

- 地域包括支援センター等の福祉機関と司法機関の連携強化

（４）学校と連携した修学支援と非行防止等の推進

- 農作業体験やスポーツ交流、調理体験等を通じた立ち直り支援
- 青少年健全育成運動の推進
- 地域若者サポートステーションを中心とした就業等支援
- スクールカウンセラー及びエリアカウンセラーによる相談体制の充実

（５）民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- 社会を明るくする運動の推進
- 見守り支援ボランティアへの活動支援
- 退職者等への保護司等の広報活動

<新規>

- 民間ボランティア等との情報共有機会の確保
- 大学生ボランティアサークル等との協力関係の構築

（６）直接的な支援の推進

- 精神保健福祉相談、依存症等の各種相談支援の実施
- 再犯防止相談支援窓口の運営

<新規>

- 刑務所出所者への、県・国で開設する相談窓口に関する案内等の配布

第1期秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（素案）の概要について

地域・家庭福祉課

【策定の趣旨】

- 女性の抱える問題が複雑化していることを踏まえ、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性（困難女性）の支援を行い、人権の擁護を図るとともに男女平等の実現を図る。
- 関係機関の支援体制の強化や民間団体等との連携に力を入れ、困難な問題を抱える女性に寄り添い、自立を目指した支援を包括的に行う。

【計画の位置付け】

- 困難女性支援法に基づく県計画
- 配偶者暴力防止法に基づく県計画

【計画期間】

- 令和7年度から11年度までの5年間

困難女性・DV被害者等を取り巻く現状と課題

※秋田県女性相談支援センターの統計及びアンケート調査による。

多様な課題について

- 女性相談に占める暴力被害の割合は高い
- 暴力以外にも、離婚問題、精神的問題、家族・親族の問題など相談内容が複雑化
- 若年層における性被害やDV被害等の認識不足

相談・対応等について

- 外国人、障害者、高齢者等への相談対応の困難さ
- 相談窓口や、支援機関・団体・施設等に関する周知、認識の不十分さ
- 一時保護を必要とする女性のニーズの変化への対応

自立の支援について

- 精神的な課題、社会的な孤立等、自立が困難な女性の増加
- 一時保護所や施設から退所した後の生活についての不安（住居、経済面、子育て等）
- 自立支援にかかる人員や時間の不足

支援体制の充実について

- 関係機関・団体間での情報共有が不十分
- 民間団体との連携や、支援の不足
- 専門的な知識の習得等、支援員の専門性向上につながる機会の不足

課題の解決に向けた目標と施策

基本目標Ⅰ 教育及び周知啓発の推進

- 困難な問題を抱える女性等の社会的認知度の向上
- DV防止キャンペーン等による啓発・広報等の強化
- 中高校生や大学生等に対する人権教育やデートDV等の普及啓発
- 教員に対する研修や教育体制の充実

基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実

- 会議・研修等による相談・支援体制の強化
- 外国人、障害者、高齢者への相談・支援の充実
- 支援機関・団体・施設等の認知・理解の促進
- 利用しやすい一時保護の体制づくり
- 民間団体との協働による一時保護体制の強化

基本目標Ⅲ 自立支援の強化

- 保護命令や離婚調停等司法手続きに関する支援
- 女性相談支援センターの心理担当職員や精神保健福祉相談等によるメンタルヘルスケアの実施
- 住宅確保や就業等の生活安定に向けた支援
- 退所後のアフターケアを十分に行える体制の整備

基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と支援者の専門性向上

- 市町村等と連携した取組の推進
- 支援調整会議等を通じた関係機関との協力体制の構築
- 女性相談員等担当職員の専門性向上と処遇改善
- 民間団体との協働による、対象者の状況に応じた支援体制の確立

第4期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画（素案）の概要について

地域・家庭福祉課

①計画の策定に当たって

○計画策定の趣旨

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、収入やこどもの養育の面で困難に直面することが多いことから、自立して安定した生活ができるよう支援することを目的に計画を策定する。

○計画の位置付け

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく県の自立促進計画

○計画期間

令和7年度～11年度（5年間）

②計画の基本理念・方針

ひとり親家庭等が抱えている困難は多くが複雑に重なり合っており、「支援策を総合的に推進する」、「個々の世帯の抱える問題に対しきめ細かな配慮をする」等が求められていることから、民間団体等と連携し必要な支援を的確に把握するとともに、継続した支援を行うことができるよう、個々の家庭に寄り添った伴走型の支援を実施する。

③ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

※「令和6年度秋田県ひとり親家庭等実態調査」及び「令和3年度全国ひとり親世帯等実態調査」による。

○母子世帯は、父子世帯と比較して臨時・パートで就業している割合が高く、収入が低い傾向にある。

○母子世帯の約半数が、「相手に支払う意思や能力がないと思った」等の理由から、養育費に関する取り決めをしていない。また、継続的に養育費を受け取ることができている世帯は約3割にとどまっている。

○母子世帯の約7割が、「離婚した相手と関わりたくない」等の理由から、離婚後の親子交流（面会交流）について取り決めがされていない。

○母子及び父子世帯では、さらなる経済支援のほか、養育費の確保や就労、資格取得に関する支援の実施を求める声が多い。

○母子及び父子世帯では、こどもに関する悩みごととして、教育や進学の問題を挙げている。

④支援施策の展開

1 子育て・生活支援の充実

- 多様な保育サービスの提供、公営住宅入居に対する配慮等による子育てと就業の両立
- こども食堂等による貧困の世代間連鎖の解消に向けた取組の推進

2 就業支援の推進

- ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業情報の提供
- 資格取得、職業訓練等に対する支援（拡充）

重点的に取り組む事項

3 養育費確保の推進

- 養育費に関する弁護士相談や法的手続き費用に関する助成等
- 親子交流（面会交流）に対する支援の検討（新規）

重点的に取り組む事項

4 経済的支援の実施

- 児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の活用推進

5 相談体制の充実

- 母子・父子自立支援員、家庭相談員に対する情報共有及びスキルアップ研修（拡充）
- 既存事業の利活用拡大のためのSNS等を活用した情報発信（拡充）

重点的に取り組む事項

秋田県社会的養育推進計画（素案）の概要について

地域・家庭福祉課

1 策定の趣旨

令和4年改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われたため、現行計画（令和2年度から令和11年度）の見直しを行い、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「秋田県社会的養育推進計画」を策定

2 現計画の主な取組状況

《令和6年度の目標値に対する令和5年度末時点の実績値等》

●当事者であるこどもの権利擁護の取組

(1) 定期的なアンケート実施施設数

【目標：R6】4か所 【実績：R5】4か所
・各児童養護施設においてアンケートを実施

●市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 子ども家庭総合支援拠点実施数

【目標：R6】25市町村 【実績：R5】12市町村

(2) 子育て世代包括支援センター実施数

【目標：R6】25市町村 【実績：R5】25市町村

※「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法に伴い、「こども家庭センター」に移行。

●代替養育が必要な児童数

(1) 代替養育が必要な児童の推移

【R2】204人【R3】198人【R4】218人【R5】213人
（【推計：R6】177人）

●里親等への委託の推進に向けた取組

(1) 里親委託率

【目標：R6】26.0% 【実績：R5】25.4%
・各種取組の結果、徐々に里親委託率は上昇

●施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 多機能化した児童養護施設数

【目標：R6】4施設 【実績：R5】4施設

●一時保護改革に向けた取組

(1) 一時保護専用施設の設置数

【目標：R6】2か所 【実績：R5】0か所
※R6年度に1か所設置済

●児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 児童相談所の児童福祉司数

【目標：R6】国基準 ⇒ 【実績：R5】39人（国基準は38人）

3 計画の主な内容と評価指標等

●当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

- (1) こどもの権利擁護に係る環境の整備
- (2) 里親委託や施設入所等の措置、一時保護決定時等における意見聴取
- (3) こどもの意見表明等支援事業の創出

・意見表明等支援事業をなるべく早期に開始し、R11までに順次対象児童の拡大を図る。

●市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- (1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組
- (2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組
- (3) 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

・こども家庭センターの全市町村設置に向け、市町村への支援や連携を強化

《こども家庭センターの設置数》

【R6】11市町村 ⇒ 【R11】25市町村

●各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- (1) 近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえた時点修正

《代替養育を必要とするこども数》

【R5】213人 ⇒ 【R11】208人

●一時保護改革に向けた取組

- (1) 一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備
- (2) 委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・育成

・一時保護所を対象とした第三者評価を3年に1回実施
・一時保護所の職員に対する研修を毎年度実施

●里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- (1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等
- (2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築

《里親等委託率》

【R5】25.4% ⇒ 【R11】50%

・里親支援センターのなるべく早期の設置を検討

●施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- (1) 施設で養育が必要なこども数の見込み
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・良好な家庭の環境の整備に向け、施設の地域分散化等について、施設との協議を実施

●社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握
- (2) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所は、令和11年度までに県内1か所の実施を検討

中期計画の策定

○設立団体である県が定めた中期目標を指示された地方独立行政法人は、これを達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。
(地方独立行政法人法第26条第1項)

中期計画(素案)の構成

第1 中期計画の期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上のためにとるべき措置

1 質の高い療育の提供

- (1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供
- (2) 療育従事者の確保・育成
- (3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供
- (4) より安心して信頼される療育の提供

2 地域療育への貢献

主な取組

第2-1 質の高い療育の提供

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

- 各診療科連携による総合的な医療の提供
- 入所の肢体不自由児及び重症心身障害児に対する療育の提供
- 在宅の肢体不自由児及び知的障害児に対する通園指導・地域の保育所等訪問指導
- 在宅の重症心身障害者及び保護者に対する送迎による通所の実施及び家庭での療育に関する助言
- 短期入所事業及び日中一時支援事業の需要への対応
- 入所及び在宅の障害児に対するリハビリテーションの充実
- 関係機関との連携による成人期移行支援
- 専門的な調査研究の実施

【 指標】 外来受診者数
【 指標】 リハビリテーション件数

(2) 療育従事者の確保・育成

- 労働環境の改善、情報発信、就職説明会への参加などによる人材確保
- 指導体制の充実及び機構内外で実施する研修会への積極的な参加による専門知識の習得、専門性の向上を図る体制の充実

【 指標】 患者満足度調査

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

- 快適な療養のための環境の整備、ホスピタリティの向上
- 質の高い療育サービスを提供するための第三者機関による評価の受審

(4) より安心して信頼される療育の提供

- 医療安全対策、院内感染対策及び情報セキュリティ対策の徹底
- 虐待防止対策
虐待の未然防止や虐待発生時の適切な措置の実施

【 指標】 医療安全対策全体研修実施回数
【 指標】 院内感染対策全体研修実施回数

第2-2 地域療育への貢献

- 市町村、福祉・教育機関等、地域の障害児等療育施設との連携強化による地域の療育体制の支援
- 地域療育医療拠点施設等医療機関との連携強化
- 地域の療育従事者を対象とした研修会等への医師等の講師派遣
- 養成機関等からの実習及び地域療育医療拠点施設からの実務研修生の受け入れ

【 指標】 地域療育医療拠点施設とのカンファレンス
【 指標】 他機関とのカンファレンス

地方独立行政法人秋田県立療育機構 第4期中期計画(素案)の概要について

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上のためにとるべき措置

- 3 ライフステージに応じた総合相談
- 4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援
- 5 個人情報の適切な管理

第3 業務運営の改善及び効率化のためにとるべき措置

- 1 効率的な運営体制の構築
 - (1) 管理体制の充実
 - (2) 効率的な業務運営の実現
- 2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成
- 3 収入の確保、費用の節減
 - (1) 収入の確保
 - (2) 費用の節減

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

第5 短期借入金

第6 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第8 剰余金の使途

第9 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設及び設備の整備に関する計画
- 2 防災・防犯対策の推進
- 3 人事に関する事項
- 4 職員の就労環境の整備
- 5 障害者差別解消の取組
- 6 中長期的な視点での経営管理の強化
- 7 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

第2-3 ライフステージに応じた総合相談

- 家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談への教育機関等関係機関と連携した対応及び各種サービス情報の提供や利用までのバックアップ
- 児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービス利用希望者の支援

第2-4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援

- 県内唯一の専門支援機関である秋田県発達障害者支援センター、秋田県医療的ケア児支援センターの運営及び地域の関係機関との連携による総合的な支援

第2-5 個人情報の適切な管理

【 指標】普及啓発事業・研修会の開催

- 個人情報の安全管理措置の実施及び組織的な情報管理体制の強化

第3-1 効率的な運営体制の構築

- 経営改革の推進等に向けた運営会議等の定期的な開催
- 外部専門研修への参加や資格取得の推進による職員の専門性の向上

第3-3 収入の確保、費用の節減

- (1) 収入の確保
- (2) 費用の節減

【 指標】外来受診者数 【 指標】リハビリテーション件数

【 指標】後発医薬品の導入品目 【 指標】電気の使用量

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

【 指標】経常収支比率
【 指標】流動比率

第9-2 防災・防犯対策の推進

- 災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練の実施

【 指標】大規模災害実働訓練(BCP訓練)、総合防災訓練、夜間想定防災訓練、不審者対応防犯訓練の実施回数
【 指標】児童福祉施設(通園部門)避難訓練の実施回数

第9-5 障害者差別解消の取組

- 障害を理由とする差別の解消を推進

第9-6 中長期的な視点での経営管理の強化

- 中長期的な視点による経営管理、財務内容の健全化

秋田県新型コロナウイルス等対策行動計画（素案）の概要について

保健・疾病対策課

第1部 はじめに

➤ 改定の目的等

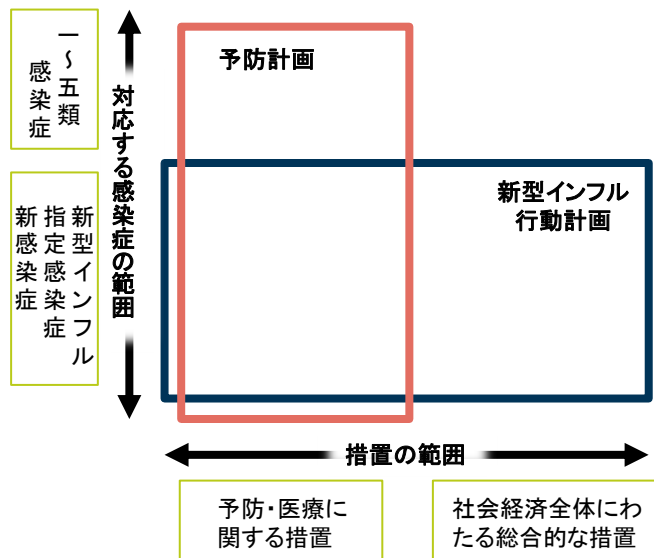
コロナ禍の課題や法改正を踏まえ、平時の備えを拡充し、幅広い感染症に対応できる社会を目指す。

✓計画期間：令和7年度～12年度（6年間）

✓根拠法令：新型コロナウイルス等対策特別措置法（特措法）

✓対象感染症：① 新型コロナウイルス等感染症
② 指定感染症、③ 新感染症

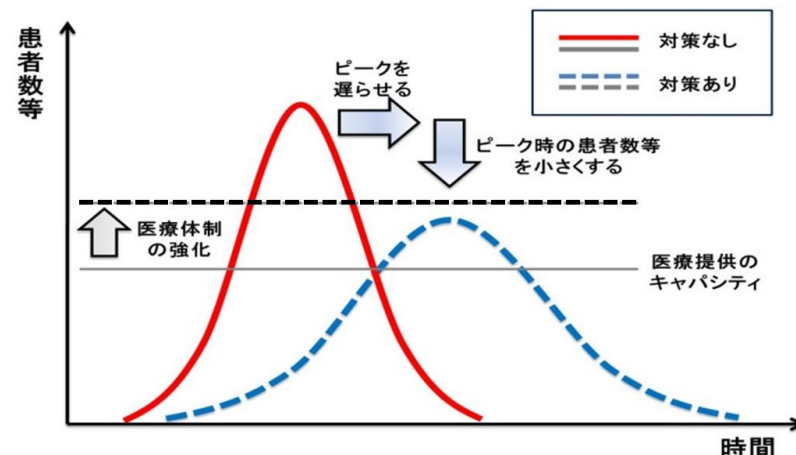
参考）新型コロナウイルス等対策行動計画と
感染症予防計画の範囲



第2部 基本的な方針

➤ 基本的な考え方等

- ✓ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- ✓ 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。



➤ 留意事項

- ✓ 社会経済活動とのバランスを踏まえた対策の切替え
- ✓ 関係機関相互の連携協力の確保
- ✓ 基本的人権の尊重
- ✓ 高齢者施設や障害者施設等における対応 等

➤ 実効性を確保するための取組等

- ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ✓ 定期的なフォローアップと必要な見直し 等

第3部 各対策項目の考え方及び取組

➤ 対策を6項目から13項目に拡充

現計画:対策6項目	新計画:対策13項目
①実施体制	①実施体制 ※新規追加項目
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析
	③サーベイランス
③情報提供・共有	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
	⑤水際対策 ※
④予防・まん延防止	⑥まん延防止
	⑦ワクチン※
⑤医療	⑧医療
	⑨治療薬・治療法 ※
	⑩検査 ※
	⑪保健 ※
	⑫物資 ※
⑥県民生活・経済	⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

横断的な取組

- ✓ 準備期（平時）の取組を充実させる
- ✓ 幅広い感染症に対応し、機動的に対策を切り替える(新型インフルエンザ、新型コロナ以外にも対応)
- ✓ 人材の確保・育成を進める

➤ 対策項目毎に3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載

現計画:5期		新計画:3期
未発生期		準備期
海外発生期		初動期
国内発生早期	➡	対応期
国内感染期		封じ込めを念頭に対応する時期
		病原体の性状等に応じて対応する時期
		ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
小康期		特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ✓ 準備期 発生前の段階
※いずれ発生することを念頭に準備する期間
- ✓ 初動期 世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
※海外発生から時を置かず国内感染することを想定
- ✓ 対応期 対策本部が設置された段階

1 制定の背景および趣旨

児童福祉法が令和4年6月15日に改正され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、これまで児童養護施設の設備及び運営に関する基準を準用し運営していた一時保護施設について、より手厚い対応を行うため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。）が新たに定められた。

この基準府令は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、**こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等**、一時保護施設の質を担保するための事項について規定している。

都道府県は基準府令の施行後1年を超えない期間内に条例を定めるよう求められている。

類 型	類型の説明
従うべき基準	条例を制定するにあたり、必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることはできない。
参酌すべき基準	県が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

2 主な基準府令の内容

- | | |
|--------------------------|--------|
| ①一時保護施設の第三者評価（第4条） | ※ |
| ②児童の権利擁護（第9条、10条、11条） | ※ |
| ③設備の基準（第15条） | ※1号、4号 |
| ④職員配置基準（第18条） | ※ |
| ⑤夜間の職員配置（第19条） | ※ |
| ⑥一時保護施設の管理者、指導教育職員（第20条） | ※ |
| ⑦衛生管理等（第25条） | |
| ⑧児童の健康状態の把握（第27条） | |
| ⑨児童の教育（第29条） | ※3項 |
| ⑩その他、経過措置等 | |

※従うべき基準

3 条例案

県条例は原則として基準府令の内容と同様の基準とするが、一部において準用していた秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例と同様の基準とする必要あり、**以下の独自基準を設ける。**

- ・基準府令（衛生管理等）第25条第2項中「実施するよう努めなければならない」とあるのは「実施しなければならない」とし、衛生管理に関してより高い基準とする。
- ・事故発生時の対応について、入所している児童等の処遇により事故が発生した場合は、速やかに当該児童等を保護した児童相談所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと定める。

附則

- ・施行期日
 - ・基準府令の施行（令和6年4月1日）時点で存在する一時保護施設に係る設備においては、施行後に改築等されたものを除き、従前の基準が適用される。
 - ・職員配置については、経過措置として令和8年3月31日まで新基準によらず旧基準を準用することができる。
- ※現在、国で令和11年3月31日までの延長を検討中

4 スケジュール

令和6年12月	県民意見提出手続き（パブリックコメント）を実施
令和7年 2月	2月議会に条例案を上程
令和7年 4月1日	施 行



○主な条例案の内容

項 目	内 容
一時保護の第三者評価	・一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。（※3か年度毎に1回以上受審が望ましい。）
児童の権利擁護	・知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。
児童の権利の制限	・一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。
児童の行動の制限	・一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。
設備の基準	・児童の居室、学習等を行う室、運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること。 ・児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。 ・少年の居室の一室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
職員配置基準	・児童指導員及び保育士の総数は満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。 ・心理療法担当職員は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
夜間の職員配置	・一時保護施設には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。
一時保護施設の管理者等	・一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。 ・一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
衛生管理等 <u>※独自基準</u>	・一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に <u>実施しなければならない。</u>
児童の健康状態の把握	・児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。
児童の教育	・一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。 ・一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
事故発生時の対応 <u>※独自基準</u>	・ <u>一時保護施設は、入所している児童等の処遇により事故が発生した場合は、速やかに当該児童等を保護した児童相談所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u>

現在の状況

設 備：必要な設備は基準を満たしており、居室の面積基準を満たしている。個室は男女各3部屋あり。
男女それぞれ、個室（10.27㎡×3部屋）、2人部屋（13.7㎡×4部屋）

職 員：22名定員で運営しており、児相指導員と保育士を合わせて7名を配置しているため、1名不足している。
心理療法担当職員は1名を配置しているため、兼務等で充足するよう対応する。

秋田県受動喫煙防止条例の経過措置について

健康づくり推進課

1 経過措置の延長

○従業員（親族である者及び家事使用人を除く。以下同じ。）のいる既存特定飲食提供施設は喫煙可能室を設置してはならないとする条例第9条第1項の規定について、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間は、喫煙可能室を設置しないよう努めなければならないと読み替える経過措置を設けているが、有識者からなる検討委員会での意見及びコロナ禍の影響による同施設における条例で求める措置への対応状況に鑑み、経過措置を3年間延長する。

○併せて、同施設の管理権原者は、延長期間内において、従業員の受動喫煙の防止について早期かつ着実に取り組むよう努める旨の規定を経過措置に加える。

2 秋田県受動喫煙防止条例に基づく検討委員会

（1）開催状況

第1回：令和6年 7月19日（金）

第2回：令和6年10月 1日（火）

（2）委員構成

保健医療、経済、教育、飲食業、子ども、行政分野の計6名

（3）経過措置に関する主な意見

- ・コロナ禍を理由とするなら延長期間は3年間が妥当である
- ・5年間延長してほしい
- ・条例施行から5年の経過措置が設けられており、更に5年間の延長は長い
- ・コロナ禍により経過措置の延長はやむを得ないとするが、更なる延長はすべきではない

3 今後のスケジュール

- 令和6年12月 県議会福祉環境委員会への経過措置延長の説明
パブリックコメント実施
- 令和7年 2月 パブリックコメントに対する県の考え方を公表
2月議会への条例改正案提出
- 3月 改正条例施行
飲食店に対する改正条例の周知

4 参考

【既存特定飲食提供施設】

- ・令和2年4月1日時点で営業していること
- ・個人経営か、中小企業で資本金または出資の額が5,000万円以下であること
- ・客席面積が100㎡以下であること

既存特定飲食提供施設の喫煙可能室設置状況（保健所への届出数）（令和6年10月末現在）

保健所	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市	計
施設数	80	40	38	28	104	115	47	41	457	950

【受動喫煙防止対策に係るアンケート調査】

- ・概要：令和5年9月、喫煙可能室設置の届出をしている施設に対して、郵送によりアンケート調査を実施した。

送付（件）	調査対象（件）※	回答数（件）	回収率（％）
985	881	202	22.9

※返戻により調査票の到達が確認できなかった件数を除く。

- ・調査結果：今後の受動喫煙防止対策の取組予定については、従業員のいる施設では、「店舗内全面禁煙」が35.4%、「喫煙専用室の設置」が3.1%、「全面禁煙または喫煙専用室の設置を検討中」が15.4%、「今後の対策は未定」が38.5%であった。

地方独立行政法人秋田県立病院機構の経営改善に向けた取組状況について

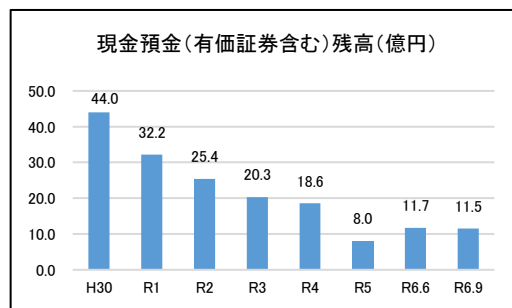
医務薬事課

4～9月の医業収支の状況（※運営費交付金を除く）

単位：百万円

	循環器・脳脊髄センター			リハビリテーション・精神医療センター		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減
医業収益	1,394	1,606	-212	1,247	1,280	-33
医業費用	2,918	3,040	-122	2,084	2,023	+61
収支差	-1,524	-1,434	-90	-836	-743	-94

四捨五入で計数が一致しない場合がある。



1 次期理事長予定者

次期理事長（任期：令和7年4月1日～令和11年3月31日）として、清水宏明氏（現職：秋田大学大学院脳神経外科学講座教授）を予定している。

2 経営管理会議における経営改善策の検討

循環センター及びリハセンの安定的な経営を図るため、業務や収支等の実績を踏まえた財務管理や経営改善策の検討を行う経営管理会議を、県と機構が合同で設置し、協議を継続している。

（1）R6上半期の経営実績

① 医業収支（運営費交付金を除く）

・循環センター

患者数・診療単価の減により入院収益が前年同期を下回り、医業収支の赤字は約9千万円拡大した。

・リハセン

患者数の減により入院収益が前年同期を下回り、医業収支の赤字は約9千4百万円拡大した。

② 現金預金（有価証券を含む）残高

9月末の現金預金残高は、6月末に比べ約2千万円減少し、約11.5億円となった。

③ 病床利用率

・循環センター

病床利用率は、循環器疾患の患者数の半減などにより52.9%と、前年同期の56.3%を下回った。

・リハセン

病床利用率は、リハビリ科・精神科とも患者数が減少して86.2%と、前年同期の90.3%を下回った。

（2）常勤医師の状況

・循環センター

10月1日付けで循環器内科医師1名を採用した。

・リハセン

4月以降、医師数に変化はない。

循環センター	R5.4	R6.4	R6.10
常勤医師数	22	24	25
脳神経外科	8	9	9
循環器内科	4	1	2
脊髄脊椎外科	4	4	4
脳卒中診療部	0	1	1
リハビリ科	1	2	2
麻酔科	1	2	2
放射線科	3	3	3
病理科	1	1	1
総合診療部	0	1	1

3 新たな取組の開始状況

【新薬によるアルツハイマー病治療の実績（件）】

(1) 新薬によるアルツハイマー病治療の推進

循脳センターのアミロイドPET検査^{*1}（14,665点）は、4月から9月までに13件（リハセン、市内病院からの紹介）リハセンのレカネマブ^{*2}投与による治療は、4月から9月までに74件（診療報酬額24,431千円）、新規患者は、当面1か月当たり1～2件で推移見込。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
アミロイドPET	1	3	1	1	4	3	13
レカネマブ	8	10	12	12	15	17	74

*1)アミロイドPET検査:アミロイドPET検査薬を使用し、アルツハイマー型認知症の原因と考えられるアミロイドβの脳内沈着を診ることができる検査
*2)レカネマブ:アルツハイマー病の脳内に蓄積する病因タンパク質(アミロイドβタンパク質)を除去し、認知機能低下の進行を抑制することが示された点滴治療薬

(2) 認知症の予防・早期発見に向けた体制の整備

リハセンでは、脳ドック（R6県共済契約単価44,880円）の実施件数増加に向け、今年度から大仙市脳ドック協力医療機関の契約を締結し、9月時点で9件実施するとともに、11月までに予約が1件入っている。

(3) 地域の医療機関、介護・福祉施設等との連携強化

循脳センターでは、地域包括ケア病床設置に伴い、これまでの秋田大学や市内病院等からの転院受入に加え、新たに往診専門クリニック等からの入院受入を開始した。

今後は、脳循環器疾患に加え、内科・整形外科患者の受入に向け、紹介元の医療機関との連携を強化するため、訪問活動を実施する。

(4) 回復期リハビリテーションを中心とした回復期・生活期医療の充実

【地域包括ケア病床の稼働状況】

地域包括ケア病床による入院管理料の増（1,429点→2,620点）となったが、病床利用率は低調に推移している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入院延患者数(人)	218	169	232	353	374	298	1,644
病床利用率(%)	19	14	20	30	32	26	23.6

(5) 外部専門家からの意見聴取

8月21日の経営管理会議で、総務省のアドバイザー派遣制度を活用して医療コンサルタントの助言を得た（次回12月23日派遣予定）。

(6) 地域の医療機関との連携強化・役割分担に向けた取組

8月22日に秋田市内6病院長による意見交換会を開催し、引き続き、秋田市内急性期医療に関する連携・役割分担について協議していくことを確認した（次回12月20日開催予定）。

(7) 診療報酬改定に対応した収益確保に向けた取組

中期計画で見込んでいる診療報酬改定に伴う減収については、新たな施設基準・加算の届出により減収幅を縮減する。

(8) 常勤医師の確保に向けた取組

10月1日付けで循環器内科の常勤医師1名を採用した。非常勤医師による当直対応等を継続しながら、秋田大学との調整を進めている。

(9) 中長期的な対応に関する検討

病院機構の中長期的なあり方（構想）を検討する委員会の設置に関し、秋田大学、県医師会などの関係機関の内諾を得られたことから、現在、委員の調整を行っており、年度内の開催に向けて準備を進めている（1月29日開催予定）。

(10) 高度医療施設・機器の有効活用に向けた取組

循脳センターの高度医療施設・機器の有効活用に向け、秋田大学との共同利用などを検討している。

秋田県立病院機構の令和6年度上半期における主要な業務実績

※各年度とも上半期実績

循環器・脳脊髄センター

- ・入院延患者数は、R3を底にR4・5は小幅な改善の傾向を示したが、R6は減少
- ・救急患者取扱件数、手術件数も減少
- ・脳ドック、高度医療機器活用件数は増加

リハビリテーション・精神医療センター

- ・入院延患者数、病床利用率は低下
- ・救急患者取扱件数は大きく減少

